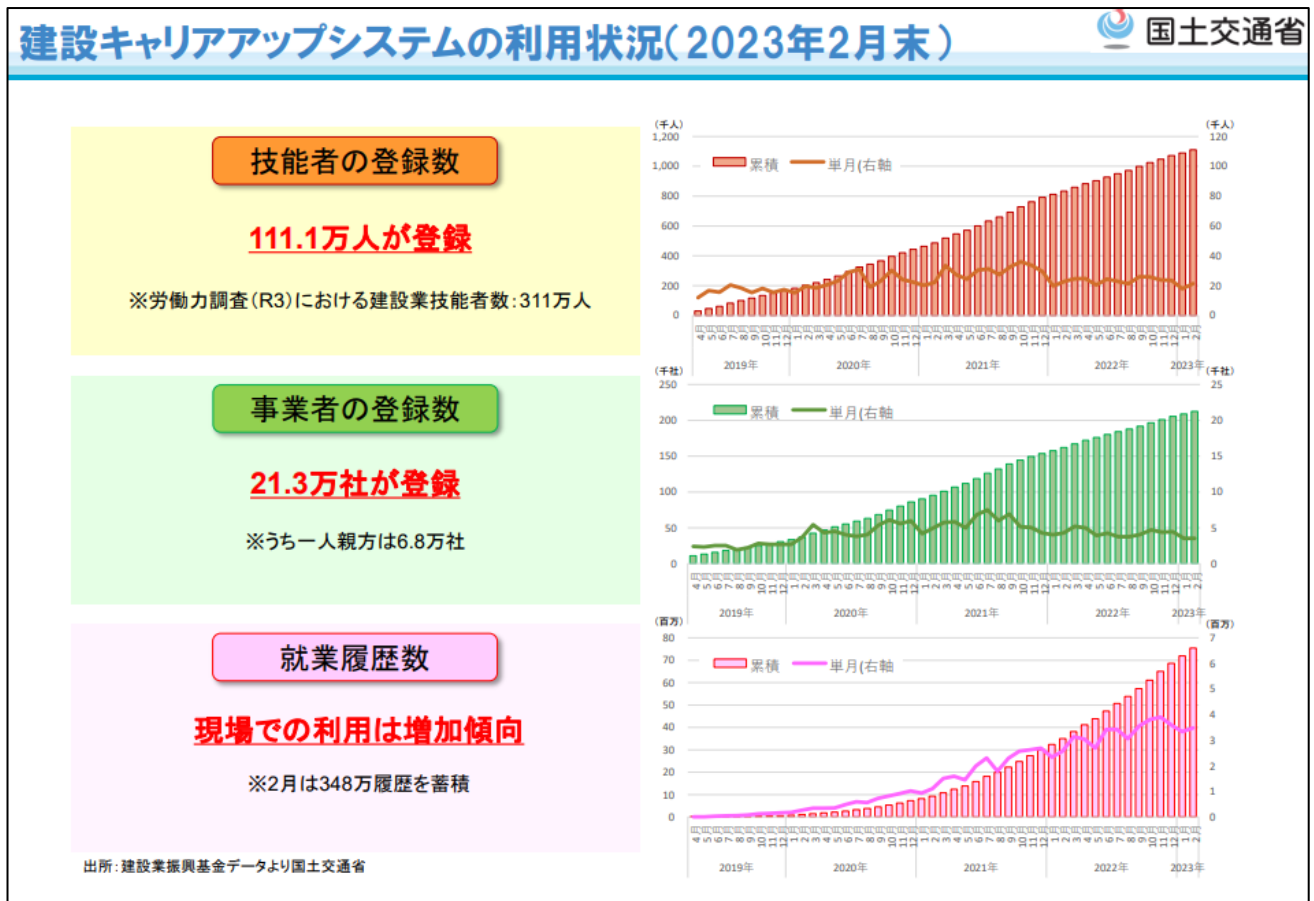


建設キャリアアップシステムの説明書

「元請会社からキャリアアップシステムの登録をするように言われましたが、正直どのようなものかわかってないです。」最近、弊所に足を運んでくださるお客様で、そうおっしゃる方が増えてきました。

建設キャリアアップシステム(以下「システム、または CCUS」)自体は 2018 年から運用されているものですが、中小事業や一人親方の登録が強く勧められているのは最近からのことと思われます。

この説明書では、システムの全体像と、具体的にどのようなことを登録するかなどをお伝えします。弊所にシステムの代行登録を申込みいただいた方も、これから申込みいただく方も、そもそも申込みをすべきかどうか迷っている方も、今後、建設キャリアアップシステムにふれる機会にお役立ていただけたら幸いです。



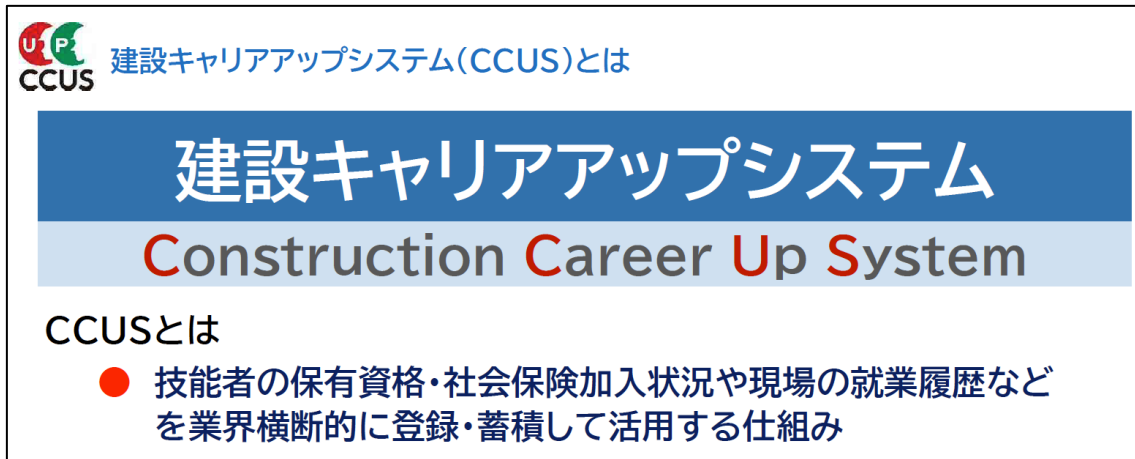
↑ 2023年2月末におけるシステム登録者数

事業者登録(=会社の登録)も、技能者登録(=個人の登録)も全体の約3割を超えている。



建設キャリアアップシステムとは？

下の図はキャリアアップシステムのホームページに掲載されているものです。

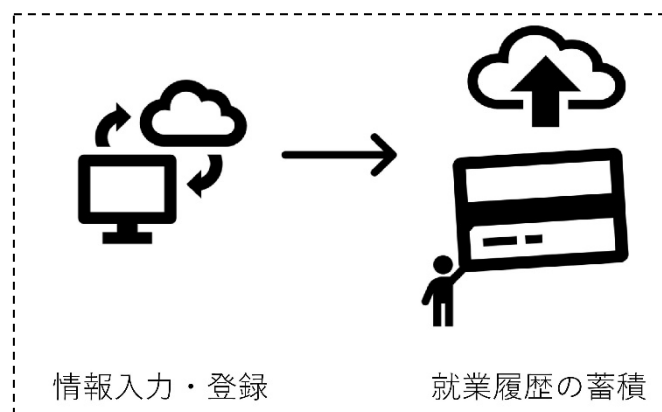


The screenshot shows the homepage of the Construction Career Up System (CCUS). At the top left is the logo with 'UP' in a red circle and 'CCUS' in green. To its right is the text '建設キャリアアップシステム(CCUS)とは'. Below this is a large blue banner with the title '建設キャリアアップシステム' in white, and 'Construction Career Up System' in red and white below it. Underneath the banner, the text 'CCUSとは' is followed by a red bullet point: '● 技能者の保有資格・社会保険加入状況や現場の就業履歴などを業界横断的に登録・蓄積して活用する仕組み'.

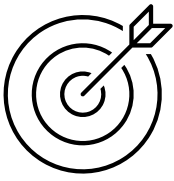
簡単にいえば、個人情報を登録し、それを現場で運用するための仕組みです。

キャリアアップシステムに登録すると、キャリアアップカードが届きます。そのカードは個人個人が所有するもので、そのカードとキャリアアップシステムは常につながっています。そのため、住所が変わっても、新しく資格を取っても、お勤め先が変わっても、システムに登録さえすればその情報が反映され、常に新しい状態で使い続けられます。

そのカードを現場に設置されているカードリーダーにかざすと、「就業履歴」がシステムに蓄積されます。



その登録情報や就業履歴というものが、次のページで紹介する「キャリアアップシステムの目的」につながってきます。



建設キャリアアップシステムの目的は？

そもそも国や、キャリアアップシステムを運営する(一社)建設業復興基金は、キャリアアップシステムを通して何を実現しようとしているのでしょうか？



建設キャリアアップシステム(CCUS)とは

建設キャリアアップシステム

Construction Career Up System

CCUSの目的

- 技能者の能力・経験等に応じた適正な処遇改善につなげる
- 技能者を雇用し育成する企業が伸びていける業界環境をつくる
- ➔ 若い世代が安心して働き続けられる建設業界を目指す

本人の現場管理や後進の指導育成といったスキルが適切に評価されていない可能性があると考えます。

また、建設技能者は、異なる事業者の様々な現場で日々働いているため、個人を能力評価する業界横断的な統一の仕組みが存在せず、本人のスキルアップが処遇の向上にはつなげていかないという業界の構造的な問題があります。

(一社)建設業復興基金ホームページより抜粋

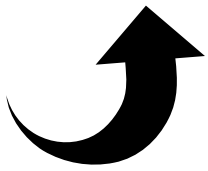
若い世代が建設業界に従事する割合が年々減っている現状のなか、建設業復興基金はそれを打破しようと各技能者の処遇改善や、業界の健全化を図る仕組みを構築しました。それが建設キャリアアップシステムです。

また、技能者の処遇改善のために建設業復興基金が実施しているのが、**能力評価制度**です。能力評価を行えば、その技能者の能力を適正に評価することができると基金は考えています。実際、下記のようなデータもあるようです。

CCUS 登録技能者(レベル4)の平均賃金は CCUS 登録技能者(レベル1~3)より11.2%高い
公共事業労務費調査(2020年10月)より

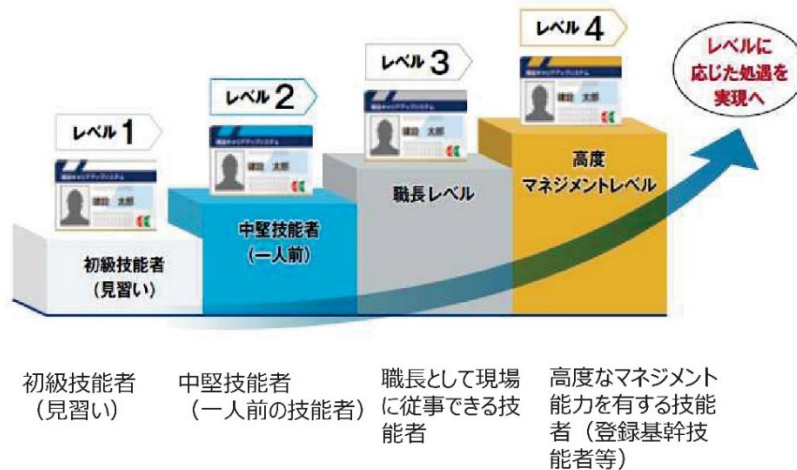
左にある「レベル」というのが、次ページでご紹介する能力評価制度の核となる指標です。

まじきな事務所



能力評価制度とは？

能力評価(＝レベル判定)とは、キャリアアップシステムに登録した情報・蓄積された記録をもとにレベル分けをし、それに応じた色のカードが交付される仕組みです。



具体的な評価基準は建設業復興基金ホームページに載っていますが、ここでその一例をざっくりとご説明します。

基準は業種により異なりますが、ここでは「土工」の基準を取り上げます。

レベル1 (白) 初回登録時

レベル2 (青) [資格]特別教育2種類
[就業日数]2年 [職長等経験]不要

レベル3 (銀) [資格]技能講習2種類、2級建設機械施工技士 など
[就業日数]7年 [職長等経験]職長または班長としての就業が1年

レベル4 (金) [資格]土工基幹技能者講習、1級建設機械／土木施工管理技士 など
[就業日数]10年 [職長等経験]職長としての就業が3年

※レベルアップをする場合は、その下位レベルの要件も満たしていることが前提となります。

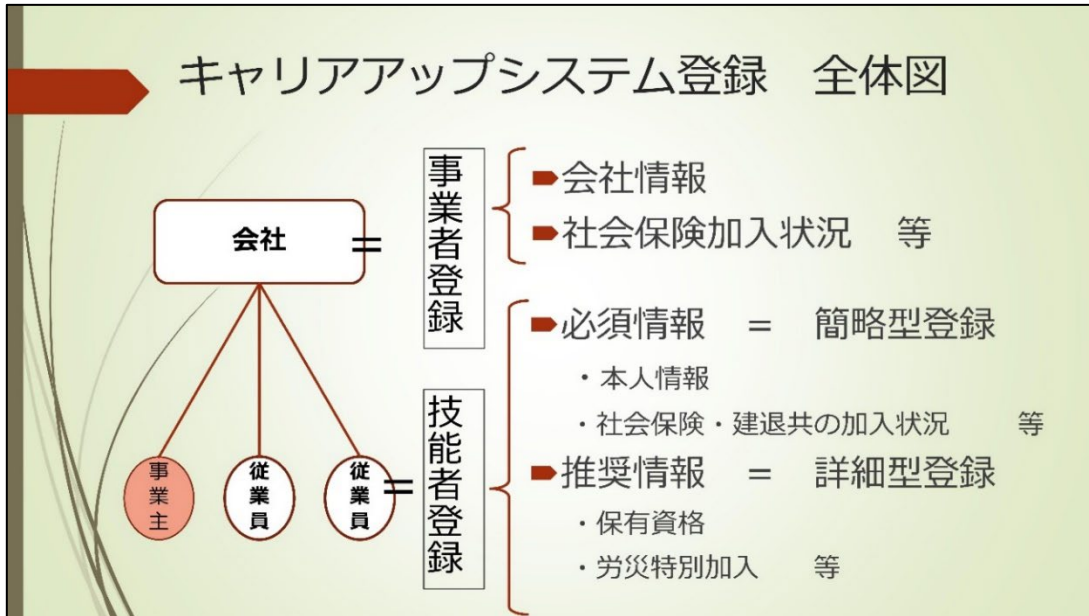
この能力評価申請を行うメリットとしては、主に2つ挙げられます。

- ① 自身のレベルにあった色のカードを持つことになるため、一目でレベルが分かるようになる。
- ② 各レベルに応じた賃金の相場が公式に提示されているため、価格交渉に役立てられる。

まじきな事務所

建設キャリアアップシステムに登録することは？

次に、キャリアアップシステムに何を登録するかをご説明します。



システムの登録は2種類あります。一つは事業者登録、もう一つは技能者登録です。

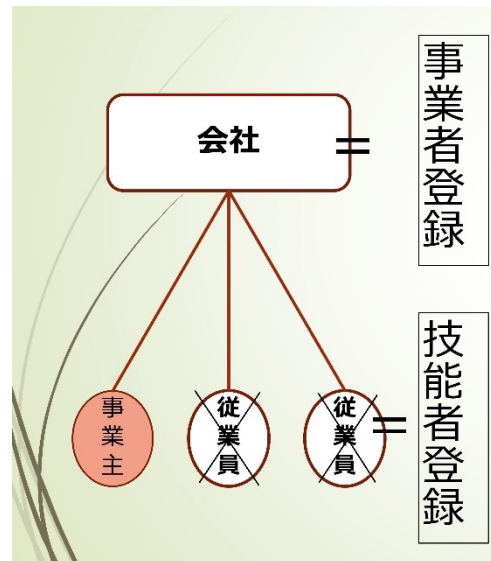
事業者登録とは、簡単にいうと「会社の登録」です。その会社の名称や所在地などの情報と、社会保険に入っているか、入っていないければ社保適用除外(ex.5人未満個人事業所)かどうかなどを登録することができます。

技能者登録とは、簡単にいうと「個人の登録」です。その会社に所属している人の情報を登録します。ここでいう所属している人には、代表者も含まれます。

なお、一人親方の場合は右の図の通りです。一人親方とそれ以外の個人事業所の違いは、「従業員を雇っているかそうでないか」です。

一人親方は必然的に従業員を雇っていないことになるので、右の図の通り、会社の登録と事業主本人の登録だけが必要となります。

個人で活動される一人親方とはいえ、事業者登録も必要であることに注意してください。それが欠けていると不完全な登録となります。



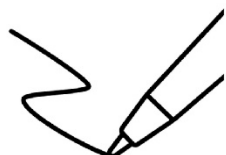
いざ、登録！

最後に、登録するにあたって具体的にどれくらいの期間を要するのか、いくらかかるか、何が必要かをご説明します。

【期間】

完了までの流れとしては以下の通りです。

- ・事業者登録は[情報入力して申請→審査→登録完了]
 - ・技能者登録は[情報入力して申請→審査→登録完了→カード郵送]
- 事業者登録については、キャリアアップカードは発行されません。



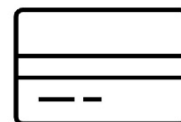
情報入力

1日～



審査

約1～3週間



カードの郵送

約1週間

基本的には、スムーズにいても全部で2か月ほどを要します。

まず事業者登録(4週間ほど)をし、それが完了したら技能者登録(3、4週間ほど)を行うという流れが基本となります。ただし、書類不備や情報の誤入力などで審査に通らなかった場合、再び情報入力のステップに戻ることになるので、ざっくりと倍の時間がかかることになります。

弊所では、事業者登録と技能者登録を同時並行で申請を行い、どちらも登録が完了したら最終調整をするという方法で行っております。この方法により、事業者登録と技能者登録・カード郵送がおおかた4週間以内に完結しております。ただ、情報入力や審査にかかる期間が、時期により変動することにご注意ください。また、できる限り注意してはおりますが、書類不備等により登録が4週間を超えることがありますことをご了承ください。

まじきな事務所

【費用】

登録にかかる費用は下記の通りです。

[事業者登録]

| | |
|--------------------------|----------|
| 個人事業 | 6,000円 |
| 法人で資本金が500万円未満 | 6,000円 |
| 〃 資本金が500万円以上1,000万円未満 | 12,000円 |
| 〃 資本金が1,000万円以上2,000万円未満 | 24,000円 |
| 〃 資本金が2,000万円以上 | 48,000円～ |

[技能者登録]

| | |
|-------|--------|
| 詳細型登録 | 4,900円 |
| 簡易型登録 | 2,500円 |

※簡易型登録とは、通常の登録とは異なり労災特別加入、保有資格、健康診断日、卒業学科などが登録できないシンプルな登録方法のことです。費用を安く抑えることができる反面、4ページ目でご紹介した能力評価が行えません。

弊所に登録をご依頼いただいた場合は、手数料として下記料金を加えた額を頂いております。

[事業者登録]

| | |
|---------|---------|
| 建設業許可あり | 16,500円 |
| 建設業許可なし | 22,000円 |

[技能者登録]

| | |
|---|----------------|
| 申込み件数(各社累計)や保有資格数、 その他手続きに要する時間により判断 | 8,250円～13,200円 |
|---|----------------|

一人親方の場合は、すべての料金をまとめて32,400円(簡易型は30,000円)いただいております。通常の登録方法に比べ、5,500円お安くなっております。

※事業者登録を行った会社は、1年に一度11,400円(一人親方は2,400円)の「管理者ID利用料」というものが、(一社)建設業復興基金に対して発生します。これは更新料金のようなものです。

まじきな事務所

【必要書類】

登録に必要な書類は以下の通りです。

[事業者登録]

必ず必要なもの

・事業所確認書類

(例)建設業許可、確定申告書、開業届など

お持ちであれば、社会保険加入証明書、雇用保険加入証明書、建退共加入証明書、中退共加入証明書、労災特別加入証明書を添付・登録することもできます。

[技能者登録]

必ず必要なもの

・本人確認書類

(例)運転免許証またはマイナンバーカード、外国人の場合は在留カード

お持ちであれば、資格(～施工管理技士や技能講習・特別教育の修了証など)、健康保険証、標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者証、労災特別加入証明書、建退共手帳、指定学科卒業証明書を添付・登録することもできます。

お読みいただきありがとうございました。

弊所へのお問い合わせはこちら

行政書士まじきな事務所
一般社団法人まじきな事務所

〒904-2171
沖縄市高原 6-20-3

TEL 098-930-3633
FAX 098-930-5944

まじきな事務所